

熊本県公報

号外 第21号
令和元年(2019年)
10月7日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

- 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… (人事課) 2
- 熊本県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財政課) 4
- 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例…………… (子ども未来課) 4
- 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例…………… () 4
- 熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例…………… (障がい者支援課) 5
- 熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例…………… (自然保護課) 5
- 熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例…………… (下水環境課) 5
- 熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例… (企業局総務経営課) 6

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 地方公務員法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。
 - (1) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(第15条の5、第15条の5の2、第15条の6、第15条の10関係)【第1条】
 - (2) 熊本県職員等の旅費に関する条例(第3条関係)【第2条】
 - (3) 熊本県職員等退職手当支給条例(第12条関係)【第3条】
 - (4) 熊本県立学校職員の給与に関する条例(第16条、第16条の2、第17条、第21条関係)【第4条】
 - (5) 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(第10条、第11条関係)【第5条】
 - (6) 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(第14条、第15条関係)【第6条】
 - (7) 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(第18条、第19条関係)【第7条】
- 2 地方独立行政法人法の一部改正等に伴う所要の規定の整理を行うこととした。
熊本県職員等退職手当支給条例(第6条の2、第7条関係)【第3条】
- 3 この条例は、令和元年12月14日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、複数建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等の規定の整備を行うこととした。(別表第26の12及び別表第26の13関係)
- 2 この条例は、公布の日又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 建築基準法の一部改正により耐火建築物に関する規定に適合しなければならない建築物から除かれた3階建てで延べ面積が200平方メートル未満の建築物について、基準省令の一部改正を踏まえ、保育室等を3階に設ける場合は、これまでと同様に耐火建築物でなければならないこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 建築基準法の一部改正により耐火建築物に関する規定に適合しなければならない建築物から除かれた3階建てで延べ面積が200平方メートル未満の建築物について、基準省令の一部改正に伴い、保育室等を3階に設ける場合は、これまでと同様に耐火建築物でなければならないこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

1 心身障害者扶養共済制度の加入者が扶養する心身障害者に代わって年金の管理等を行う年金管理者となることができない者は次のとおりとした。(第10条関係)

(1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

2 この条例は、令和元年12月14日から施行することとした。

◇熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例

1 自然公園法の一部改正に伴い、利用調整地区への立入りの認定を行う指定認定機関の欠格条項に係る関係規定を整備することとした。

(1) 指定認定機関の指定を受けることができない者から成年被後見人及び被保佐人を削ることとした。(第24条関係)

(2) 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者は、指定認定機関の指定を受けることができないこととする(第24条関係)

(3) その他規定の整理を行うこととした。(第24条、第28条関係)

2 この条例は、令和元年12月14日から施行することとした。

◇熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例

1 条例の名称を「熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例」に改めることとした。

2 条例の趣旨に、地方公営企業法に基づき流域下水道事業について必要な事項を定めることを加えることとした。(第1条関係)

3 地方公営企業法に基づき、流域下水道事業を設置することとした。(第3条関係)

4 流域下水道事業に地方公営企業法に定める財務規定等を適用することとした。(第4条関係)

5 流域下水道事業の経営の基本に関する事項を定めることとした。(第5条関係)

6 重要な資産の取得及び処分の基本を定めることとした。(第6条関係)

7 議会の同意を要する賠償責任の免除の基本を定めることとした。(第7条関係)

8 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等の基本を定めることとした。(第8条関係)

9 業務状況説明書類の内容等を定めることとした。(第9条関係)

10 その他規定の整理を行うこととした。(第2条、第10条—第20条関係)

11 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

12 熊本県流域下水道事業特別会計条例(昭和57年熊本県条例第17号)は、廃止することとした。(附則第2項関係)

◇熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の名称を「熊本県工業用水道管理条例」に改めることとした。

2 条例の趣旨を、工業用水道事業によって供給する工業用水の管理に関し必要な事項について定めるものとする(第1条関係)

3 公共施設等運営権を設定するために必要な規定を整備することとした。

(1) 公共施設等運営権の設定について定めることとした。(第9条関係)

(2) 公共施設の運営等の基準等について定めることとした。(第10条関係)

(3) 業務の範囲について定めることとした。(第11条関係)

(4) 利用料金について定めることとした。(第12条関係)

4 その他規定の整理を行うこととした。(第13条関係)

5 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第14号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第15条の5第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第15条の5の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第15条の6第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第15条の10第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

(熊本県職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県職員等の旅費に関する条例(昭和27年熊本県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号、第3号及び第4号」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第5項中「外」を「ほか」に、「定が」を「定めが」に改め、同条第6項中「、第4項及び前項」を「及び前2項」に改め、「。以下本条において同じ」を削り、「第4条第3項」を「次条第3項」に改め、同項第1号中「金」を「額」に、「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「者」の次に「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けられることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」を加え、「金」を「額」に改め、同項第1号中「本条」を「この条」に改め、同項第2号中「相当する金」を「相当する額」に改める。

(熊本県職員等退職手当支給条例の一部改正)

第3条 熊本県職員等退職手当支給条例(昭和28年熊本県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第6条の2中「100分の2」を「100分の3」に改める。

第7条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に、「この項」を「以下この項」に改め、同項第5号中「引続いた」を「引き続いた」に改める。

第12条第1項第2号中「(法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第16条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第17条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第21条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同条第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年熊本県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年熊本県条例第46号)の一部を次のように改正する。

第14条及び第15条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成20年熊本県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第18条及び第19条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第3条（熊本県職員等退職手当支給条例第12条第1項第2号の改正規定を除く。）の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の前日以前に成りたる被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に際して、令和元年法律第37号（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正した地方公務員法第16条第1号に該当する同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤労手当の支給について、第1条及び第4条から第7条までの規定による改正後の熊本県一般職の職員の給与に関する条例、熊本県立学校職員の給与に関する条例、熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例、熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び熊本県病院長職員の給与の種類及び基準に関する条例の期末手当及び勤労手当の支給に関する規定にかかわらず、なお従前のものによる。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和元年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第15号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

- 別表第26の12備考に次のように加える。
 - 6 一の申請に審査を要する建築物が2以上ある場合は、それぞれの区分に応じた額の合計額を第2条第1項第625号の5の別表第26の12に掲げる区分に応じた額とする。
- 別表第26の13備考に次のように加える。
 - 6 一の申請において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定により認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この表において「計画」という。）に記載されている建築物が2以上ある場合であつて、審査を要する建築物の数が1であるとき（計画に他の建築物を追加するときを除く。）は、当該審査を要する建築物の区分に応じた額を第2条第1項第625号の6の別表第26の13に掲げる区分に応じた額とする。
 - 7 一の申請において、審査を要する建築物の数が1である場合（計画に他の建築物を追加する場合に限る。）は、当該建築物の別表第26の12に掲げる区分に応じた額を第2条第1項第625号の6の別表第26の13に掲げる区分に応じた額とする。
 - 8 一の申請に審査を要する建築物が2以上ある場合は、それぞれの区分に応じた額（計画に追加する他の建築物にあっては、別表第26の12に掲げるそれぞれの区分に応じた額）の合計額を第2条第1項第625号の6の別表第26の13に掲げる区分に応じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第16号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号）の一部を次のように改正する。

- 第44条第5項中「第2号から第8号までに掲げる基準」を「次に掲げる基準の全て」に改め、同項第1号中「耐火建築物をいう。」の次に「以下この号において同じ。」を、「」をいう。）」の次に「（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第17号

熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。
第8条第3項中「第2号から第8号までに掲げる要件」を「次に掲げる要件の全て」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第18号

熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

熊本県心身障害者扶養共済制度条例（昭和54年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項各号を次のように改める。

- (1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第19号

熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例

熊本県立自然公園条例（昭和33年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。
第24条第3項第1号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同項第2号を次のように改める。

- (2) 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者

第24条第3項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第28条第2項中「第4号」を「第5号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第20号

熊本県流域下水道条例の一部を改正する条例

熊本県流域下水道条例（昭和63年熊本県条例第38号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

熊本県流域下水道事業の設置等に関する条例

第1条中「下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づく流域下水道事業の設置及びその経営の基本に関する事項並びに下水道法（昭和33年法律第79号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく」に改める。

第2条中「、法」の次に「、下水道法、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）」を加え、「。以下「政令」という。」を削る。

第3条中「法第25条の10第1項の規定に基づき、流域下水道」を「流域下水道事業」に改める。

第15条を第20条とし、第14条を第19条とし、第13条を第18条とする。

第12条中「の各号」を削り、同条を第17条とする。

第11条中「（昭和22年法律第67号）」を削り、「以下」を「次条及び第18条において」に改め、同条を第16条とする。

第10条中「法第25条の18第1項」を「下水道法第25条の18第1項」に、「法第21条第2項」を「同法第21条第2項」に改め、同条第6号中「政令」を「下水道法施行令」に改め、同条を第15条とし、第9条を第14条とする。

第8条中「第6条」を「第11条」に改め、同条第2号中「以下」を「第15条第6号において」に、「政令」を「下水道法施行令」に改め、同条を第13条とする。

第7条第1号中「政令」を「下水道法施行令」に改め、同条を第12条とする。

第6条中「第8条」を「第13条」に改め、同条第3号及び第5号中「政令」を「下水道法施行令」に改め、同条を第11条とする。
 第5条中「法第25条の18第1項」を「下水道法第25条の18第1項」に、「法第7条第2項」を「同法第7条第1項」に、「第9条」を「第14条」に改め、同条を第10条とし、同条の前に次の4条を加える。

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格)が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 流域下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が7,000万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が200万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第9条 知事は、流域下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、流域下水道事業の経営状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、知事は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

第4条の見出しを「(経営の基本及び名称)」に改め、同条中「流域下水道の名称」を「流域下水道事業の施設として設置する流域下水道の名称」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第5条とする。

流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

第3条の次に次の1条を加える。

(法の財務規定等の適用)

第4条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により、流域下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を令和2年4月1日から適用する。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 熊本県流域下水道事業特別会計条例(昭和57年熊本県条例第17号)は、廃止する。

熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和元年10月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第21号

熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例(昭和49年熊本県条例第31号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県工業用水道管理条例

第1条中「料金の徴収」を「管理」に改める。

第9条を第13条とし、第8条の次に次の4条を加える。

(公共施設等運営権の設定)

第9条 管理者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下この条及び第11条において「民間資金法」という。)第16条の規定により、選定事業者(民間資金法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)に八代工業用水道及び有明工業用水道(以下「指定施設」という。)の運営等(民間資金法第2条第6項に規定する運営等

をいう。以下同じ。)に係る公共施設等運営権(同条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)を設定することができる。

2 公共施設等運営権の設定を受けようとする民間事業者は、管理者が別に定めるところにより、申請書に次に掲げる書類を添えて、管理者に管理者が定める期間内に申請しなければならない。

(1) 指定施設の運営等に関する事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が別に定める書類

3 管理者は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査を行い、最も適切に指定施設の運営等を行うことができると認める民間事業者を選定事業者として選定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、指定施設の運営等の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(2) 民間事業者が、指定施設の運営等を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

(3) 指定施設の安定的かつ効率的な運営等が、民間事業者の有する経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。)、その創意工夫等により十分に確保されるものであること。

(指定施設の運営等の基準等)

第10条 前条第1項の規定により公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者(以下「運営権者」という。)は、次に掲げる基準に従って指定施設の運営等を行わなければならない。

(1) 関係法令及びこの条例の規定を遵守し、適正かつ確実な運営等を行うこと。

(2) 指定施設を適切に維持管理し、使用者に適切なサービスの提供を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、指定施設の運営等について必要な事項は、管理者が運営権者と協議して定める。

(業務の範囲)

第11条 運営権者は、指定施設の運営、維持管理その他必要な業務であって、実施方針(民間資金法第5条第1項に規定する実施方針をいう。)で定める業務を行う。

(利用料金)

第12条 指定施設の運営等を運営権者が行っている場合には、当該指定施設の利用者は、運営権者に指定施設の利用に係る料金(以下この条において「利用料金」という。)を納めなければならない。

2 利用料金の額は、第4条の規定により算出した工業用水道料金の額と同額とする。

3 指定施設に係る工業用水道料金の徴収については、第3条及び第5条から第7条までの規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。